

主な相談項目

著作権関係

- 著作権として保護されるデザイン
- デザイナーに関連する主な著作権
- デザイナーと著作者人格権
- 著作権の及ばない範囲
- 著作権の発生と保護期間
- デザイナーと職務著作、共同著作
- 著作権調査の方法

意匠権関係

- 意匠登録の要件
- 部分意匠・組物の意匠・関連意匠とは
- デザイナーと職務意匠・共同意匠
- 意匠権の効力
- 意匠権の存続期間
- 意匠調査の方法

商標権関係

- デザインと商標
- 商標権の発生と存続期間
- 商標権の効力
- 商標調査の方法

その他

- 著作権・意匠権・商標権の違い
- 商品化権
- 自己の権利が侵されている場合の対応
- 他人から自己の権利を侵していると主張された場合の対応

# デザイナーのための 知財相談窓口を (通称:「**De.i** 知財窓口」) 開設します。

**設置者** (一社)岩手県発明協会 及び (地独)岩手県工業技術センター



## 「De.i 知財窓口」が目指すこと

本知財相談窓口は、デザイナーの皆様の知的財産に関する知識の向上とともに業務活動における知的財産に係る疑問や不安に対する確かつスピーディにアドバイスすることを通じ、デザイナーの皆様がクライアントからこれまで以上に信頼されるビジネスパートナーとして活躍されることを目指しております。

## 「De.i 知財窓口」はこんな事業を行います!

- ① 知的財産に関する窓口相談事業
- ② デザイナー業務に係る知的財産関係セミナー開催事業
- ③ デザイン事務所等(デザイン部門を有する企業を含む)からの企業内勉強会等への講師派遣事業
- ④ デザイン事務所等からの依頼に基づく企業内での知財人材育成事業

## 相談日時・場所

相談の日時や場所は、相談を申し込まれる方の希望にそって定めます。場所は、

- ① (一社) 岩手県発明協会内 (窓口相談室)
- ② (地独) 岩手県工業技術センター内 (IIRI DESIGN LAB 相談室)
- ③ ①又は②以外で相談申込者の指定する場所(例: デザイン事務所内等)に訪問して相談をお受けします。

## 相談対応者

ご相談には、窓口常駐の知財総合支援アドバイザーとともに知財の専門家である弁理士・弁護士が対応させていただきます!もちろん、相談は何回でも無料です!

## 相談内容

著作権、意匠権、商標権などの知的財産権に関するものから、クライアントとの業務契約に関すること、権利侵害への対応など知的財産に関するどんな相談もお受けします。(具体的な相談項目例は裏面をご覧ください)

**相談申込先** 以下に直接、口頭、電話又はメールで直接申込みください。

一般社団法人 岩手県発明協会

住 所:盛岡市北飯岡 2-4-25  
電 話: 019-634-0684 FAX: 019-631-1010  
メール: iwatehatsumei@iwate-hatsumei.org (井旗)

地方独立行政法人 岩手県工業技術センター  
産業デザイン部

住 所:盛岡市北飯岡 2-4-25  
電 話: 019-635-1115 FAX: 019-635-0311  
メール: CD0002@pref.iwate.jp